

インフォメーション

平成 28 年 8 月 1 日
税理士松丸会計事務所

* 経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

従業員のマイナンバー（個人番号）の管理はできていますか？

平成28年からマイナンバーを確認しなくてはなりません、従業員の個人番号の聞取りは順調でしょうか？今年の年末調整業務を円滑に行うために、下記の申告書を預かり管理しましょう。

(1)「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」へのマイナンバー（個人番号）の記載

源泉徴収義務者は、平成 28 年 1 月 1 日以後、給与所得者から給与所得者本人、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等のマイナンバーが記載された「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出を受ける必要があります。

また、この申告書の提出を受けた源泉徴収義務者は、その申告書に自身のマイナンバー又は法人番号を付記する必要があります。

(2)「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出を受ける場合の本人確認

源泉徴収義務者が給与所得者からマイナンバーの提供を受ける場合には、本人確認を行う必要があります。

なお、源泉徴収義務者が本人確認を行う必要があるのは、マイナンバーの提供を行う給与所得者本人のみとなります（控除対象配偶者や控除対象扶養親族等の本人確認は、給与所得者が行うこととなります。）。